

先日、ある会合で、これまで私たちが「保育」と言ってきたことを、あえて「教育・保育」と言い換えてお話をされているのを聞いて、なんとなく違和感を覚えました。

非常に残念なことですが、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、「教育」と「保育」が別物のように扱われるようになってしまいました。現在は、これまでの「保育園」から、「認定こども園」への移行も可能となっていますが、移行する理由として「学校教育法で定められた『教育』ができるから」とおっしゃる園が多々あります。

堂々と「わが園では『教育』をしています！」と世間にアピールしたいのだと思いますが、だとすると、「これまでは保育園で『教育』してこなかったんですか？」、「『保育』の中に『教育』も含まれていたはずじゃなかったんですか？」、「私たち保育者は、学校教育法で定められた狭い意味での『教育』ではなく、もっと広い意味での『教育』が幼児期には大切だと思ってやってきたんじゃないんですか？」と尋ねたくなります。

(・・・といいながら、先日、タブレットを購入しようとした際、教育機関が対象となった割引制度を利用しようとしたら、「幼稚園、認定こども園は対象ですが、保育園は対象外です」と言われ、やはり世間からは「保育園は教育をしていない所」と見られているのかと悲しくなりました。)

そもそも「保育」と「教育」という用語を(白梅学園大学教授 武藤隆先生の言葉を借りて)解説するならば、

(1)「保育」とは、児童福祉法上、子どもの世話をし、愛護し、健全な心身の育成を図ること。家庭教育も、幼稚園も、保育所も、認定こども園も保育を行っている。その保育は「養護と教育(ただし学校教育を除く)」からなるとされる。

・・・子ども・子育て支援法(および認定こども園法)では、「保育」を「保育を要する子どもの保育」を指す略号として使用することがある。

(2)「教育」は教育基本法上、人格の形成を目指す支援であり、家庭でも社会でも学校でもすべてで営まれるものである。「幼児期の教育」はその意味での広義の教育である。

・・・ただし、子ども・子育て支援法(及び認定こども園法)では、「教育」を「幼児期の学校教育」(※)を指す略号として使うことがある。

(※)「学校教育法」に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育

前回の「からたち」では、「学び続ける意欲を持った子どもに育てるには」というタイトルで書かせて頂きましたが、幼児期に詰め込み型の狭い教育、知識を一方向的に伝えるような教育を行っても、その効果は一瞬でしかなく、むしろ長い目で見たら、逆効果にしかありません。幼児期には、興味関心の幅を広げ、意欲を持ってとことん取り組むことや、いろんなことに挑戦する、あるいは不思議だな、面白いなあとたくさん感じる、など、自然体験や日頃の遊びを通して、たくさんの体験をし、いろんなことを感じることの方が大切だと思うのです。

もちろん、その辺のことを十分に理解したうえで「認定こども園」に移行して、素晴らしい「教育」をされている園もたくさんあります。しかし、どうもその「教育」の意味をはき違えて、園児獲得のために狭い意味での「教育(いわゆる早期教育)」を謳った園が増えてきている気がして、心配しています。

私たちの園では、これまで同様、「教育」という言葉は使わなくても、「保育」の中に「教育(「幼児期の学校教育」だけを指すのではなく、広義の教育)」が含まれているとご理解頂き、子どもたちが学校に上がってから受ける教育を、興味を持って、しっかり受け止め、理解して、さらに積み上げていくことができるように、そのためのしっかりとした基礎の部分、今、まさに築いている最中なのだとご理解いただけると幸いです。